

制 度 名	茨城県地域自殺対策強化交付金事業費補助金	主管課名	障害福祉課 精神保健 G		
		問合せ先	029-301-3368		
目的・趣旨	地域における自殺対策を強化するため、市町村が行う事業に要する経費に対し、補助金を交付するもの。				
<p>[対象団体] 市町村</p> <p>[対象事業] 次に該当する自殺対策のための事業</p> <p>(1) 対面相談事業 電話・SNS 相談事業 人材養成事業 普及啓発事業 自死遺族支援機能構築事業 計画策定実態調査事業</p> <p>(2) 若年層対策事業 SNS 地域連携包括支援事業 深夜電話相談強化事業 自殺未遂者支援事業 ゲートキーパー養成事業 災害時自殺対策継続支援事業</p> <p>(3) 災害時自殺対策事業 ハイリスク地対策事業 自殺未遂者支援・連携体制構築事業 自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業 こども・若者の自殺危機対応チーム事業 地域特性重点特化事業</p> <p>[対象経費] 対象事業の実施に要する経費（ただし、恒常的な人件費は除く）</p> <p>[補助限度額等] 予算の範囲内</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
(1) 該当事業		1/2	—	1/2	—
(2) 該当事業		2/3	—	1/3	—
(3) 該当事業		10/10	—	—	—
[令和 5 年度当初予算額] 16,720 千円		[令和 5 年度補助対象団体] 水戸市外 43 市町村			
<p>[備考] 交付基準額は、「地域自殺対策強化交付金交付要綱」において厚生労働大臣が必要と認めた額と規定されているが、その判断にあたっては、令和 5 年度から国が別に設定した基準額を踏まえることとなった。</p>					